

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 8 月 19 日 (金) 第 338 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○令和 4 年度第 1 回家畜人工授精講習会開催公告 (畜産課取扱い) 1

公 告

令和 4 年度第 1 回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 16 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 8 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開催期日
令和 4 年 10 月 24 日 (月) から同年 11 月 25 日 (金) までの日 (県の休日を除く。)
- 開催場所
 - 学科 鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号)
 - 実習 鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場 (霧島市国分上之段 2440 番地)
- 講習会の定員
30 人
- 講習会に係る家畜の種類
牛
- 受講及び修業試験の免除
 - 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関 (以下「大学等」という。)において家畜改良増殖法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「省令」という。)第 23 条第 1 項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目 (以下「受講等免除科目」という。)についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論
イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定
 - 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 受講手続
 - 提出書類等
ア 家畜人工授精講習会受講願書
イ 履歴書
ウ 写真 (出願前 6 月以内に撮影した縦 4 センチメートル横 3 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの)
エ 5 に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
 - 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

令和4年8月22日（月）から同年9月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和4年9月2日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,500円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

令和4年9月14日（水）午後2時から午後3時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎7階）共用会議室7-A-2

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、令和4年9月7日（水）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、令和4年9月26日（月）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。